免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５９８５号
東京都世田谷区若林５丁目24―15―702
破産者　徳久　泰史
免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
平成29年12月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３０号
埼玉県朝霞市幸町３丁目３番20号
清算株式会社　武山建設株式会社
代表清算人　油木　大樹
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第２１０５号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階
清算株式会社　株式会社ジーエフ
代表清算人　南山　泰志
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２１０６号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階
清算株式会社　株式会社ジースター
代表清算人　南山　泰志
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０８４号
東京都千代田区大手町１丁目１番２号大手門タワー
清算株式会社　株式会社ティーエス商事
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第４０号
名古屋市中区丸の内２丁目10番23号
清算株式会社　株式会社セブンス・アベニュー
代表清算人　那部良　修
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権支払の免除
⑴　清算株式会社株式会社セブンス・アベニュー（以下「清算株式会社」という。）は、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、同弁済と同時に、特別清算開始決定日（以下「開始決定日」という）以降に発生する利息及び遅延損害金全額の免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、第２項に定める弁済を行い、弁済と同時に、協定債権者は協定債権から既弁済額を控除した残債権の支払を免除する。
２　弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、協定確定日に清算株式会社が有している全資産の換価により有している現預金３億1507万9098円から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項記括弧書内記載の債権（以下「優先債権」という。）に対する弁済原資金100万1400円を控除した後の金員３億1407万7698円を弁済原資（以下「弁済原資」という。）として、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、以下の⑴及び⑵に定める弁済額を弁済する。弁済額は、その全部を債権元本に充当する。
⑴　協定債権額が金10万円未満の協定債権者
別紙配当計算書記載のとおり協定債権額が金10万円未満の協定債権者に対しては、同表記載の協定債権額全額
⑵　協定債権額が金10万円以上の協定債権者
別紙配当計算書記載のとおり、協定債権額が10万円以上の協定債権者については、次のア及びイの合計額
ア　金10万円
イ　⑵の各協定債権者の協定債権額から10万円を控除した金額に対し8.31985％（弁済原資から上記⑴による弁済額及び上記⑵アによる弁済合計額を控除した後の残額３億0936万3332円に、前記⑵の各協定債権者の協定債権額から10万円を控除した金額の合計額37億1837万5784円を除した割合）の金員。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
３　弁済の場所、方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所（名古屋市東区白壁２丁目４番30号八興第２センタービル２階21世紀法律事務所）において行う。
ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預貯金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座に協定債権者の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴記載の弁済場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を名古屋法務局に供託する。
４　追加弁済
第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項⑵により弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記１⑵による免除の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２９年（再）第３９号
東京都渋谷区笹塚１丁目54番７号ＫＳビルヂング４階
再生債務者　株式会社アール・ダブリュー・シー
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年２月13日から平成30年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４９号
栃木県日光市板橋175番地170
再生債務者　石川　一明
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年12月28日まで
４　一般異議申述期間　平成30年１月11日から平成30年１月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（再イ）第７５号
相模原市中央区すすきの町31番10号　ガーデンハイツＨＡＲＡ203
再生債務者　高桑　陽子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年12月28日まで
４　一般異議申述期間　平成30年１月11日から平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再イ）第２３５号
札幌市中央区北４条西11丁目12番地　シャンボール植物園701号
再生債務者　八田　光生
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年１月16日から平成30年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３０６号
北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１
サーム広島インター1018号
再生債務者　山崎　　明
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年１月16日から平成30年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部